

発表事項

「三重県食の安全・安心の確保に関する条例（骨子案）」 に対する意見募集

三重県議会では、「食の安全・安心の確保に関する条例検討会」を設け、本県における食品の安全性及び信頼性の確保に関する条例を制定するための検討を重ね、このたび当検討会において、骨子案を策定いたしました。

つきましては、この骨子案に対するご意見を県民の皆様から頂戴し、いただいたご意見を参考にして、さらに検討を深めたいと考えておりますので、ご意見をお寄せくださるようお願いいたします。

1 意見募集期間

平成20年1月31日（木）～平成20年2月29日（金）（当日必着）

2 意見の提出方法

様式、体裁は自由ですが、住所、氏名を記入して、郵便、ファクシミリ、電子メールのいずれかでの提出をお願いします。

なお、電話によるご意見には対応できませんのでご了承ください。

（あて先）

〒514-8570

津市広明町13番地

三重県議会事務局 企画法務課

ファクシミリ 059-229-1931

電子メール gikaik@pref.mie.jp

3 ご意見の取扱い

皆様からのご意見につきましては、本県議会としての考え方を付記して当ホームページ上に公表いたしますが、ご意見をいただいた方への個別の回答はいたしませんのでご了承ください。

個人情報取扱い

ご記入いただいたお名前、ご連絡先等の個人情報につきましては、この意見募集（パブリックコメント）に関する業務のみに使用することとし、三重県個人情報保護条例に従って適切に管理し、公表はいたしません。

4 意見を募集する案件について

「三重県食の安全・安心の確保に関する条例（骨子案）」

パブリックコメントの募集については、三重県議会ホームページにも掲載しています。

<http://www.pref.mie.jp/GIKAIS/kengi/pabu/syoku/comment.htm>

問合せ先 三重県議会事務局 企画法務課

電話 059-224-2877